

久喜市組織規則の全部を改正する規則

久喜市組織規則(平成22年久喜市規則第5号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則に定めるもののほか、市長の補助機関に関する組織について必要な事項を定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって行政事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(行政機能の発揮)

第2条 補助機関は、相互に緊密な連絡を図り、全て一体として行政機能を発揮するようにしなければならない。

(組織)

第3条 久喜市部設置条例(平成22年久喜市条例第9号)第1条に定める組織に、次の表の室及び部名欄に掲げる室及び部に、同表の課名欄に掲げる課等を置き、これらの課等に、それぞれ同表の係名欄に掲げる係を置く。

室及び部名	課名	係名
市長公室	秘書課	秘書係
	危機管理課	危機管理係 消防団係
	シティセールス課	広報広聴係 マーケティング係
総合政策部	企画政策課	企画政策係 行政管理係
	財政課	財政係 契約係
	情報推進課	システム管理係 統計係
	アセットマネジメント推進課	管理・計画係 施設係
総務部	庶務課	庶務・文書法規係

	人事課	人事研修係 給与厚生係
	管財課	管財係
	人権推進課	人権推進係 男女共同参画係
	しょうぶ会館	
	市民税課	市民税第1係 市民税第2係 諸税係
	資産税課	土地係 家屋係
	収納課	収納管理係 徴収係 債権整理係
市民部	市民生活課	自治振興係 市民活動推進係 市民生活・防犯係
	市民課（総合窓口）	市民・パスポート係 戸籍係
	交通住宅課	交通係 住宅係
環境経済部	環境課	ゼロカーボン推進係 環境保全・衛生係
	資源循環推進課	計画推進係 施設整備係 廃棄物収集係
	農業振興課	農業振興係 農村整備係
	商工観光課	商工労働係 観光係
福祉部	社会福祉課	社会福祉係 福祉監査係 菖蒲福祉係 栗橋福祉係 鷺宮福祉係
	生活支援課	管理係 生活保護第1係 生活保護第2係 生活保護第3係
	障がい者福祉課	障がい者福祉係 自立支援第1係 自立支援第2係
	高齢者福祉課	高齢者福祉係 地域包括支援係
	介護保険課	介護管理係 保険料・給付係 介護認定係
健康スポーツ部	健康医療課	健康企画係 地域医療係
	地域保健課	保健総務係 地域保健第1係 地域保健第2係
	国民健康保険課	国保管理係 給付係 保険税係

	スポーツ振興課	スポーツ企画推進係 スポーツ施設係
こども 未来部	子育て支援課	こども企画係 医療手当係 菖蒲こども未来係 栗 橋こども未来係 鷺宮こども未来係
	こども家庭保健 課	こども家庭係 母子保健係
	保育幼稚園課	管理係 給付係
	こども育成課	児童青少年係
建設部	建設管理課	管理係 調査係 用地係
	道路建設課	道路整備係 街路整備係
	道路維持課	維持係 道路レスキュー係
	治水河川課	計画・維持係 工務係
まちづ くり推 進部	都市計画課	計画・堤防対策係 開発指導係
	都市整備課	都市施設整備係
	産業拠点整備推 進課	スマート I C 推進係 産業基盤推進係
	公園緑地課	計画整備係 施設管理係
	建築審査課	企画指導係 建築審査係
上下水 道部	上下水道経営課	下水道経営係 料金係
	下水道施設課	工務係 維持係 排水係

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課等は、同表の中欄に掲げる機関又は施設を所管し、同機関又は施設には同表の右欄に掲げる係を置く。

課等	機関又は施設	係
情報推進課	デジタル戦略室	
庶務課	環境経済・教育分室 公文書館	
人事課	職員健康支援室	

管財課	検査室 本庁舎整備推進室	
市民生活課	消費生活センター 久喜中央コミュニティセンター 清久コミュニティセンター 久喜東コミュニティセンター	
資源循環推進課	余熱利用推進室	
社会福祉課	ふれあいセンター久喜	ふれあい係
高齢者福祉課	菖蒲老人福祉センター 彩嘉園 鷺宮福祉センター	
地域保健課	予防接種室	
子育て支援課	久喜地域子育て支援センター 栗橋地域子育て支援センター 鷺宮地域子育て支援センター	
保育幼稚園課	さくら保育園 すみれ保育園 ひまわり保育園 中央保育園	
こども育成課	児童センター 鷺宮児童館	
都市整備課	駅周辺再開発推進室	

(行政センターの分課等)

第4条 久喜市行政センター設置条例（令和5年久喜市条例第32号）第2条に定める行政センターに、次の表に掲げる課名欄に掲げる課を置き、これらの課に、それぞれ同表の係名欄に掲げる係を置く。

菖蒲行政センター

課名	係名	所属部
菖蒲行政センター	総務・人権係 地域振興係 市民係	市民部

栗橋行政センター

課名	係名	所属部
栗橋行政センター —	総務・人権係 地域振興係 市民係	市民部

鷺宮行政センター

課名	係名	所属部
鷺宮行政センター —	総務・人権係 地域振興係 市民係	市民部

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる係名欄に掲げる係が、それぞれ同表に掲げる事務欄に掲げる事務を処理するときにあつては、同表の所属部欄に掲げる部又は室の所属とみなす。

係名	事務	所属部
総務・人権係	人権啓発活動、人権相談に関する事務及び女性の相談に関する事務並びに各行政センター所管区域の市有財産の管理及び処分に関する事務	総務部
地域振興係	防災、災害対策に関する事務及び消防団との連絡調整に関する事務並びに各行政センター所管区域における局所的災害への対応に関する事務	市長公室

- 3 第1項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課は、同表の右欄に掲げる施設を所管する。

課名	施設
菖蒲行政センター —	森下コミュニティセンター
栗橋行政センター	栗橋中央コミュニティセンター

—	
鷺宮行政センター	鷺宮中央コミュニティセンター
—	

(総務担当課の設置)

第5条 次の表の左欄に掲げる室及び部（以下この条において「部等」という。）

に置く同表の右欄に掲げる課を当該部等の総務担当課とする。

部等	総務担当課
市長公室	秘書課
総合政策部	企画政策課
総務部	庶務課
市民部	市民生活課
環境経済部	環境課
福祉部	社会福祉課
健康スポーツ部	健康医療課
こども未来部	子育て支援課
建設部	建設管理課
まちづくり推進部	都市計画課

2 総務担当課においては、その属する部等に係る次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部内の事務事業の総合調整に関する事。
- (2) 部内の予算及び決算の調整に関する事。
- (3) 部内の事務分掌の調整に関する事。
- (4) 部内の議案等の取りまとめに関する事。
- (5) 部内の他課に属さない事務の処理に関する事。
- (6) 部の庶務に関する事。
- (7) その他部内の連絡調整に関する事。

(分掌事務)

第6条 第3条第1項に規定する組織の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、これを狭義かつ制限的に解釈してはならない。

市長公室

秘書課

- (1) 市長及び副市長の秘書に関する事。
- (2) 儀式及び式典に関する事。
- (3) 市民の褒賞及び表彰に関する事。
- (4) 市長会に関する事。
- (5) 渉外に関する事。

危機管理課

- (1) 地域防災計画及び防災会議に関する事。
- (2) 防災及び災害対策に関する事。
- (3) 危機管理の総合調整に関する事。
- (4) 国民保護に関する事。
- (5) 新型インフルエンザ等対策行動計画及び対策本部会議に関する事。
- (6) 埼玉東部消防組合との連絡調整に関する事。
- (7) 利根川栗橋流域水防事務組合との連絡調整に関する事。
- (8) 消防団に関する事。

シティセールス課

- (1) 広報活動の企画及び実施に関する事。
- (2) 広聴活動の企画及び実施に関する事。
- (3) ホームページに関する事。
- (4) 市政に関する情報の提供に関する事。
- (5) 請願及び陳情の取りまとめに関する事。
- (6) 報道機関との連絡調整に関する事。

- (7) 久喜ブランドの推進に関する事。
- (8) ふるさと納税に関する事。
- (9) 企業版ふるさと納税に関する事。
- (10) 地域の特色及び魅力の戦略的な情報発信に関する事。
- (11) マーケティングに関する事。
- (12) 移住及び定住施策の調査、研究及び推進に関する事。

総合政策部

企画政策課

- (1) 市政の基本的施策の企画に関する事。
- (2) 行政施策の執行方針の総合調整に関する事。
- (3) 市長の指定する政策の調査、研究及び推進に関する事。
- (4) 行政組織に関する事。
- (5) 総合振興計画に関する事。
- (6) 広域行政施策の調整に関する事。
- (7) ポートピア栗橋周辺環境対策に関する事。
- (8) 合併に係る諸問題の整理、調整及び解決に関する事。
- (9) その他企画及び政策に関する事。
- (10) 行政改革の推進に関する事。
- (11) 行政評価の推進に関する事。
- (12) 事務改善及び職員提案に関する事。
- (13) PPP及びPFI制度に関する事。
- (14) 指定管理者制度に関する事。

財政課

- (1) 財政計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 予算編成及び執行管理に関する事。
- (3) 予算の執行計画及び配当に関する事。

- (4) 地方交付税及び諸交付金に関すること。
- (5) 地方債に関すること。
- (6) 決算及び決算統計に関すること。
- (7) 財政事情の公表に関すること。
- (8) 財政事務の総合調整に関すること。
- (9) 入札参加資格者の登録に関すること。
- (10) 指名競争入札参加者選定委員会に関すること。
- (11) 電子入札制度に関すること。
- (12) 契約制度に関すること。
- (13) 入札制度改革の調査、研究及び企画に関すること。

情報推進課

- (1) 電子計算システムの運用及び管理の調整に関すること。
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計調査（他課で所掌するものを除く。）に関すること。
- (3) 統計資料の編集及び発行に関すること。
- (4) 統計調査員確保対策に関すること。

アセットマネジメント推進課

- (1) アセットマネジメントの推進に関すること。
- (2) 公共施設の跡地利用に関すること。
- (3) 市有建築物の新築及び増改築工事に関すること。
- (4) 市有建築物の計画及び維持管理の相談に関すること。

総務部

庶務課

- (1) 議会の招集及び議案に関すること。
- (2) 条例及び規則等に関すること。
- (3) 行政不服審査、訴訟及び和解に関すること。

- (4) 公示に関する事。
- (5) 文書事務に関する事。
- (6) 公印の管理に関する事。
- (7) 行政手続に関する事務の総合調整に関する事。
- (8) 自衛官募集事務に関する事。
- (9) 字の区域及び名称の変更の告示に関する事。

人事課

- (1) 職員の人事配置に関する事。
- (2) 職員定数に関する事。
- (3) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関する事。
- (4) 職員の給与等に関する事。
- (5) 職員団体に関する事。
- (6) 職員研修に関する事。
- (7) 職員の福利厚生に関する事。
- (8) 公務災害に関する事。

管財課

- (1) 市有財産の管理及び処分にに関する事。
- (2) 公有財産台帳の整備及び保管に関する事。
- (3) 公共施設の保全に係る総合調整に関する事。
- (4) 市庁舎の管理に関する事。
- (5) 公用自動車の管理に関する事。
- (6) 市の境界区域及び面積に関する事。
- (7) 市旗及び市章の管理及び保管に関する事。
- (8) 来庁者の受付及び案内に関する事。
- (9) 寄附の受付及び取扱いに関する事。

人権推進課

- (1) 人権施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 人権施策の推進に関する事。
- (3) 人権啓発及び人権相談に関する事。
- (4) 人権擁護委員に関する事。
- (5) 住宅資金貸付けに係る債権管理に関する事。
- (6) 男女共同参画の総合的な企画及び調整に関する事。
- (7) 男女共同参画の推進に関する事。
- (8) 男女共同参画の啓発に関する事。
- (9) 男女共同参画に係る相談に関する事。
- (10) 女性保護に関する事。
- (11) 性の多様性の尊重に関する事。

しょうぶ会館

- (1) 隣保館の運営管理に関する事。
- (2) 児童館の運営管理に関する事。

市民税課

- (1) 個人に係る市民税（県民税及び森林環境税を含む。）の賦課に関する事。
- (2) 課税台帳等の整理保管に関する事。
- (3) 市民税諸証明（納税証明を除く。）に関する事。
- (4) 軽自動車税の賦課に関する事。
- (5) 法人に係る市民税、市たばこ税及び入湯税の課税に関する事。

資産税課

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。
- (2) 固定資産課税台帳等の整理保管に関する事。
- (3) 固定資産税諸証明（納税証明を除く。）に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。

収納課

- (1) 市税等（市税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）の収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 土地改良区賦課金の収納に関すること。
- (4) 県民税及び森林環境税の収納及び払込みに関すること。
- (5) 納税啓発に関すること。
- (6) 市税等の納入通知書及び徴収簿の整理保管に関すること。
- (7) 市税等の督促に関すること。
- (8) 納税証明に関すること。
- (9) 市税等の口座振替に関すること。
- (10) 市税等の徴収に関すること。
- (11) 市税等の催告に関すること。
- (12) 市税等の滞納処分及び処分の執行停止に関すること。
- (13) 市税等の不納欠損に関すること。
- (14) 徴収嘱託、受託及び引継に関すること。
- (15) 徴収猶予及び換価の猶予に関すること。

市民部

市民生活課

- (1) 自治基本条例に関すること。
- (2) 自治行政運営に関すること。
- (3) 市民参加の推進に関すること。
- (4) 地縁団体の認可に関すること。
- (5) 国際交流及び国内交流に関すること。
- (6) 市民活動の推進に関すること。
- (7) コミュニティ施策の推進に関すること。

- (8) コミュニティセンターに関すること。
- (9) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人の設立認証等に関すること。
- (10) 集会所に関すること。
- (11) 地域交流センターに関すること。
- (12) 各文化会館の指定管理者との連絡調整及び当該施設に係る業務に関すること。
- (13) 消費者行政に関すること。
- (14) 消費生活センターに関すること。
- (15) 法律相談及び行政相談に関すること。
- (16) 電気工事業の登録等に関すること。
- (17) 食品等の放射性物質検査に関すること。
- (18) 防犯対策に関すること。
- (19) 防犯灯の設置及び維持管理に関すること。
- (20) 犯罪被害者等支援に関すること。

市民課（総合窓口）

- (1) 総合窓口に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 戸籍の謄抄本、住民票の写し及び諸証明の交付に関すること。
- (4) 住居表示に関すること。
- (5) 印鑑登録及び証明に関すること。
- (6) 個人番号通知書及び個人番号カードに関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 公的個人認証サービスに関すること。
- (9) 戸籍届出の受理に関すること。
- (10) 戸籍の記載、編製及び保管に関すること。

- (11) 戸籍に係る通知及び報告に関する事。
- (12) 埋火葬許可に関する事。
- (13) 犯歴事務に関する事。
- (14) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条に関する事。
- (15) 人口動態調査に関する事。
- (16) 所得証明書、課税証明書、非課税証明書及び納税証明書の交付に関する事。
- (17) 転入学通知書の交付に関する事。
- (18) 国民健康保険被保険者資格取得、喪失及び被保険者証の交付又は回収に関する事。
- (19) 国民年金被保険者資格に関する事。
- (20) 国民年金裁定請求に関する事。
- (21) 一般旅券発給申請等の受理及び交付に関する事。

交通住宅課

- (1) 公共輸送に関する事。
- (2) 地域の公共交通に関する事。
- (3) 市内循環バスに関する事。
- (4) デマンド交通に関する事。
- (5) 交通安全計画及び交通安全対策会議に関する事。
- (6) 交通安全対策の企画及び推進に関する事。
- (7) 交通安全団体に関する事。
- (8) 交通安全施設の設置及び維持管理に関する事。
- (9) 交通指導員に関する事。
- (10) 市町村交通災害共済に関する事。
- (11) 放置自転車対策に関する事。
- (12) 住宅施策の企画及び総合調整に関する事。

- (13) 市営住宅に関すること。
- (14) 公的住宅の募集案内に関すること。
- (15) 空家等の適切な管理及び活用の促進に関すること。

環境経済部

環境課

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境政策の企画及び調整に関すること。
- (3) 環境審議会に関すること。
- (4) ゼロカーボンシティの推進に関すること。
- (5) 地球温暖化対策に関すること。
- (6) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (7) 広域利根斎場組合との連絡調整に関すること。
- (8) 自然保護対策に関すること。
- (9) 環境保全に関すること。
- (10) 路上喫煙の防止に関すること。
- (11) 土砂等による埋め立て等の規制に関すること。
- (12) 廃棄物等の不法投棄に関すること。
- (13) 公害防止対策及び監視に関すること。
- (14) 環境関係法令等に基づく届出及び規制に関すること。
- (15) 電波障害対策に関すること。
- (16) 環境衛生に関すること。
- (17) 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
- (18) 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。
- (19) 鳥獣保護等に関すること。
- (20) 墓地等の経営の許可等に関すること。

資源循環推進課

- (1) 資源循環の推進に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理施設の整備に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理施設の整備に伴う関係機関との連絡調整に関する事。
- (5) 久喜宮代衛生組合との連絡調整に関する事。
- (6) 塵芥の収集に関する事。
- (7) し尿の収集及び処理に関する事。
- (8) 八甫清掃センターし尿処理施設に関する事。

農業振興課

- (1) 農林畜産業の振興に関する事。
- (2) 農林畜産団体に関する事。
- (3) 農業の担い手の育成に関する事。
- (4) 農作物及び家畜の病虫害防除防疫に関する事。
- (5) 農業生産物の流通対策に関する事。
- (6) 農林金融に関する事。
- (7) 農業振興地域整備計画に関する事。
- (8) 農村センターに関する事。
- (9) しみん農園に関する事。
- (10) 土地改良事業に関する事。
- (11) 土地改良団体に関する事。
- (12) 農業用施設の新設、改修及び維持管理に関する事。
- (13) 農業災害に関する事。
- (14) 農業者トレーニングセンターに関する事。
- (15) 花と香りのふれあいセンターに関する事。
- (16) あやめ及びラベンダーの維持管理に関する事。
- (17) コスモスふれあいロードの維持管理に関する事。

商工観光課

- (1) 商工業の振興に関する事。
- (2) 商店街の活性化に関する事。
- (3) 商工関係団体の育成に関する事。
- (4) 商店街振興組合に関する事。
- (5) 中小企業への融資に関する事。
- (6) 企業立地に関する事。
- (7) 中小企業共同流通業務総合効率化計画の認定等に関する事。
- (8) 市営久喜駅前駐車場に関する事。
- (9) 計量器に関する事。
- (10) 産学共同研究事業に関する事。
- (11) 雇用対策に関する事。
- (12) 労働者の福祉に関する事。
- (13) 勤労福祉センターに関する事。
- (14) 労働会館に関する事。
- (15) シルバー人材センターに関する事。
- (16) 観光事業の企画及び実施に関する事。

福祉部

社会福祉課

- (1) 福祉の総合計画に関する事。
- (2) 福祉オンブズパーソンに関する事。
- (3) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (4) 更生保護に関する事。
- (5) 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事。
- (6) 社会福祉団体に関する事。
- (7) 日本赤十字社に関する事。

- (8) 老人クラブに関すること。
- (9) 遺族会に関すること。
- (10) 災害時要援護者に関すること。
- (11) 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。
- (12) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (13) 未帰還者及び引揚者の援護に関すること。
- (14) 社会福祉協議会に関すること。
- (15) 災害救助に関すること。
- (16) 福祉の統計に関すること。
- (17) 敬老祝金等に関すること。
- (18) 各種募金及び義援金品取扱いに関すること。
- (19) 福祉の総合的な相談に関すること。
- (20) ふれあいセンター久喜の管理に関すること。
- (21) 健康福祉センターの管理に関すること。
- (22) 社会福祉法人の認可等に関すること。
- (23) 社会福祉法人の指導監査に関すること。
- (24) 社会福祉法人認可等審査会に関すること。
- (25) 社会福祉連携推進法人の認定等に関すること。
- (26) 社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。
- (27) 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指導監査に関すること。
- (28) 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指導監査に関すること。
- (29) 介護保険施設等の設置運営に係る介護保険事業者への立入検査等に関すること。
- (30) 保育所の施設指導監査に関すること。

- (31) 家庭的保育事業等の施設指導監査に関する事。
- (32) 特定教育・保育施設等の指導監査に関する事。
- (33) 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事。
- (34) 放課後児童クラブへの立入検査等に関する事。
- (35) 認可外保育施設への立入検査等に関する事。
- (36) 各行政センターにおける生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の相談及び受付に関する事。
- (37) 各行政センターにおける障がい者に係る諸手当の相談及び受付に関する事。
- (38) 各行政センターにおける重度心身障害者医療費の相談及び受付に関する事。
- (39) 各行政センターにおける難病患者見舞金の相談及び受付に関する事。
- (40) 各行政センターにおける地域生活支援事業の相談及び受付に関する事。
- (41) 各行政センターにおける障がい者福祉に係る相談、受付及び支援等に関する事。
- (42) 各行政センターにおける障がい児に係る相談及び受付に関する事。
- (43) 各行政センターにおける在宅高齢者の生活支援事業の相談及び受付に関する事。
- (44) 各行政センターにおける介護予防事業に関する事。
- (45) 各行政センターにおける老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の援護及び措置の相談・受付に関する事。
- (46) 各行政センターにおける総合相談支援及び権利擁護に関する事。
- (47) 各行政センターにおける介護保険被保険者資格に係る受付に関する事。

- (48) 各行政センターにおける第1号被保険者の介護保険料の賦課徴収に関すること。
- (49) 各行政センターにおける介護保険相談に関すること。
- (50) 各行政センターにおける要介護認定に係る相談及び受付に関すること。
- (51) 菖蒲行政センター及び鷺宮行政センターにおける保健業務に係る健康スポーツ部との連絡調整に関すること。

生活支援課

- (1) 生活保護法による保護に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援に関すること。
- (4) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による支援に関すること。
- (5) 法外援護に関すること。

障がい者福祉課

- (1) 障害者手帳の交付に関すること。
- (2) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること。
- (3) 障がい者及び障がい児に係る諸手当に関すること。
- (4) 重度心身障害者医療費に関すること。
- (5) 難病患者見舞金に関すること。
- (6) 障がい者及び障がい児の援護に関すること。
- (7) 障がい者及び障がい児に係る相談及び指導に関すること。
- (8) 障害福祉サービスに関すること。
- (9) 障がい者施設及び心身障がい児通園施設の指定管理者との連絡調整及

び当該施設に係る業務に関すること。

- (10) 障がい者施策推進協議会に関すること。
- (11) 地域生活支援事業に関すること。
- (12) 自立支援協議会及び基幹相談支援センターに関すること。
- (13) その他障がい者福祉に関すること。

高齢者福祉課

- (1) 高齢者福祉施策に関すること。
- (2) 在宅高齢者の生活支援事業に関すること。
- (3) 老人福祉法による福祉の援護及び措置に関すること。
- (4) 介護予防事業に関すること。
- (5) 指定介護予防支援事業者の指定に関すること。
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定に関すること。
- (7) 地域包括支援センターに関すること。
- (8) 介護予防ケアマネジメントに関すること。
- (9) 総合相談支援及び権利擁護に関すること。
- (10) 高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」に関すること。
- (11) 老人福祉センターに関すること。
- (12) 彩嘉園に関すること。
- (13) 偕楽荘の指定管理者との連絡調整及び当該施設に係る業務に関する
こと。

介護保険課

- (1) 介護保険施策に関すること。
- (2) 介護保険被保険者資格に関すること。
- (3) 第1号被保険者の介護保険料の賦課徴収に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること。
- (5) 介護保険の給付に係る介護保険事業者への立入検査等に関すること。

- (6) 介護サービス等の利用者負担の助成に関する事。
- (7) 介護老人福祉施設等の整備に関する事。
- (8) 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業所の指定に関する事。
- (9) 介護支援専門員の指導及び助言等に関する事。
- (10) 介護保険相談に関する事。
- (11) 要介護認定事務に関する事。

健康スポーツ部

健康医療課

- (1) 健康増進計画に関する事。
- (2) 献血の普及及び推進に関する事。
- (3) 食育推進計画に関する事。
- (4) 自動体外式除細動器 (AED) に関する事。
- (5) 自殺対策計画に関する事。
- (6) 地域医療体制に関する事。
- (7) 学生実習に関する事。
- (8) 地域医療の連絡及び調整に関する事。

地域保健課

- (1) 健康管理システムの運用に関する事。
- (2) 保健センターの維持管理に関する事。
- (3) 保健事業の企画及び運営に関する事。
- (4) 精神保健に関する事。
- (5) 自殺対策に関する事。
- (6) 歯科保健に関する事。
- (7) 各種健 (検) 診に関する事。
- (8) 各種健康相談及び指導に関する事。

(9) 食生活改善及び栄養指導に関すること。

国民健康保険課

(1) 国民健康保険事業の企画運営に関すること。

(2) 国民健康保険の給付に関すること。

(3) 国民健康保険の統計調査報告に関すること。

(4) 診療報酬請求書の審査に関すること。

(5) 国民健康保険税の賦課に関すること。

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する保険料の徴収に関すること。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条に規定する事務に関すること。

スポーツ振興課

(1) 各種スポーツ事業の企画、立案及び実施に関すること。

(2) スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。

(3) スポーツ団体及びレクリエーション団体の支援に関すること。

(4) スポーツ推進委員に関すること。

(5) 学校体育施設の開放に関すること。

(6) 体育施設の整備に関すること。

(7) 各体育施設の指定管理者との連絡調整及び当該施設に係る業務に関すること。

こども未来部

子育て支援課

(1) 子育て支援施策の計画に関すること。

(2) 子育て支援の総合的な企画及び調整に関すること。

(3) 児童福祉審議会に関すること。

(4) 地域子育て支援拠点事業に関すること。

- (5) 子育て支援センターに関すること。
- (6) ファミリー・サポート・センターに関すること。
- (7) つどいの広場に関すること。
- (8) 子育てガイドブックに関すること。
- (9) 子ども医療費に関すること。
- (10) ひとり親家庭等医療費に関すること。
- (11) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
- (12) 児童手当（職員に係るものを除く。）に関すること。
- (13) 児童扶養手当に関すること。
- (14) 赤ちゃんスマイル祝金に関すること。
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援医療（育成医療）に関すること。
- (16) 未熟児養育医療費に関すること。
- (17) 日曜開庁時における母子健康手帳の交付に関すること。
- (18) 各行政センターにおける母子保健に係る申請の受付に関すること。
- (19) 各行政センターにおける保育所等の入所申請に関すること。
- (20) 各行政センターにおける保育料の徴収に関すること。
- (21) 各行政センターにおける保育所等との連絡調整に関すること。
- (22) 各行政センターにおける認定こども園に係る事務に関すること。
- (23) 各行政センターにおける青少年団体との連絡調整に関すること。
- (24) 各行政センターにおける学童保育に係る事務に関すること（施設の維持管理及び保育料助成金の支給事務を除く。）。

こども家庭保健課

- (1) 子ども家庭支援全般に関すること。
- (2) 要保護・要支援児童等の支援に関すること。
- (3) 支援を要する子ども等へのサポートプランの作成及び連絡調整に関する

ること。

- (4) 家庭児童相談室に関すること。
- (5) おもちゃ図書館に関すること。
- (6) ことばのグループに関すること。
- (7) 要保護児童対策地域協議会等に関すること。
- (8) 助産に関すること。
- (9) 母子生活支援に関すること。
- (10) 子どものショートステイに関すること。
- (11) 子育て支援ホームヘルパーの派遣に関すること。
- (12) 利用者支援事業に関すること。
- (13) 子育て世帯訪問支援事業に関すること。
- (14) 児童育成支援拠点事業に関すること。
- (15) 親子関係形成支援事業に関すること。
- (16) 地域相談機関に関すること。
- (17) 母子愛育会地域活動に関すること。
- (18) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (19) 妊産婦健康診査に関すること。
- (20) ママ・パパ教室に関すること。
- (21) 乳幼児健康診査に関すること。
- (22) 乳幼児相談に関すること。
- (23) 母子訪問指導に関すること。
- (24) 産後ケアに関すること。
- (25) 不妊検査、不育症検査及び不妊治療の費用の助成に関すること。
- (26) 新生児聴覚検査費助成に関すること。
- (27) 出産・子育て応援事業に関すること。
- (28) 地域保健課との連絡調整に関すること。

保育幼稚園課

- (1) 保育の実施に関する事。
- (2) 保育料に関する事。
- (3) 保育所等に係る給付費及び補助金に関する事。
- (4) 幼児教育・保育無償化に係る給付費に関する事。
- (5) 保育所等との連絡調整に関する事。
- (6) 公立保育所の管理運営に関する事。
- (7) 公立保育所の給食に関する事。
- (8) 保育所等の指導及び助言に関する事。
- (9) 認可外保育施設に対する指導及び助言に関する事。
- (10) 家庭的保育事業等の指導及び助言に関する事。
- (11) 家庭的保育事業等の認可に関する事。
- (12) 認定こども園の認可又は認定等の事務手続に関する事。
- (13) 保育の必要性の認定に関する事。
- (14) 一時預かり事業に関する事。
- (15) 病児・病後児保育事業に関する事。
- (16) 保育所の設置認可に関する事。
- (17) 保育所等に係る確認に関する事。
- (18) 実費徴収に係る補足給付に関する事。
- (19) 保育所等の施設整備に関する事。
- (20) 公立幼稚園の管理運営に関する事。
- (21) 公立幼稚園及び私立幼稚園における幼児教育の無償化に関する事。
- (22) 私立幼稚園の補助に関する事。

こども育成課

- (1) 子どもの貧困対策に関する事。
- (2) 子ども食堂等に関する事。

- (3) 青少年の健全育成に関する事。
- (4) 青少年問題協議会に関する事。
- (5) 児童センター及び児童館に関する事。
- (6) 児童館等の設置認可に関する事。
- (7) 屋内型こどもの遊び場に関する事。
- (8) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (9) 放課後児童クラブの施設及び設備の整備に関する事。
- (10) 放課後児童クラブの管理運営に関する事。
- (11) 放課後児童クラブの指定及び指導に関する事。

建設部

建設管理課

- (1) 道路、河川等の占有及び使用に関する事。
- (2) 道路側溝等への排水接続に関する事。
- (3) 道路、河川、水路等の払下げ等に関する事。
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条に関する事。
- (5) 国道及び県道の整備等に関する事。
- (6) 国土交通省所管国有財産の管理に関する事（県知事から委任を受けたものに限る。）。
- (7) 特殊車両の通行に関する事。
- (8) 道路ボランティアに関する事。
- (9) 屋外広告物の簡易除却事務に関する事。
- (10) 道路事故補償に関する事。
- (11) 市道路線の認定、変更、廃止、区域の決定及び供用開始に関する事。
- (12) 道路、河川、水路等の境界確認に関する事。
- (13) 道路台帳の整備及び保管に関する事。

- (14) 街区基準点に関する事。
- (15) 開発許可申請に係る事前協議等に関する事。
- (16) 私道の寄附採納及び登記に関する事。
- (17) 道路、河川、水路等に関する諸証明に関する事。
- (18) 道路及び水路事業に係る土地及び家屋等（以下「用地等」という。）の取得並びに収用に関する事。
- (19) 都市施設に係る用地等の取得及び収用に関する事。
- (20) 用地等の取得に伴う支障物件の移転及び除去に係る損失補償に関する事。
- (21) 道路及び水路事業に伴う登記に関する事。
- (22) 代替地の登録制度に関する事。
- (23) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出等に関する事。
- (24) 第二庁舎の管理に関する事。

道路建設課

- (1) 道路及び橋りょうの新設、改良の計画及び工事に関する事。
- (2) 橋りょうの維持、管理及び補修に関する事。
- (3) 橋りょうの架け換えに関する事。
- (4) 橋りょうの管理協定に関する事。
- (5) 県の河川改修に関する事（市道橋の架け換えに関する事に限る。）。
- (6) 道路整備に係る用地等の取得及び収用に関する事（建設管理課に属するものを除く。）。
- (7) 土地取得に伴う支障物件の移転及び除去に係る損失補償に関する事（建設管理課に属するものを除く。）。

道路維持課

- (1) 道路等の維持、管理及び補修に関する事。

- (2) 交通安全施設に関すること。
- (3) 道路パトロールに関すること。
- (4) 道路レスキューに関すること。
- (5) 街路樹の管理に関すること。
- (6) 道路施設等に係る災害に関すること。
- (7) 道路等の管理協定に関すること。
- (8) 屋外広告物の簡易除却事務に関すること（建設管理課に属するものを除く。）。

治水河川課

- (1) 治水に関すること。
- (2) 河川及び水路の維持、管理及び補修に関すること。
- (3) 河川及び水路のパトロールに関すること。
- (4) 河川及び水路の管理協定に関すること。
- (5) 調整池に関すること（下水道施設課に属するものを除く。）。
- (6) ポンプ場の維持、管理及び補修に関すること（下水道施設課に属するものを除く。）。
- (7) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく申請に関すること。
- (8) 水路事故補償に関すること。
- (9) 河川及び水路の新設、改良の計画及び工事に関すること。
- (10) 県の河川改修に関すること（道路建設課に属するものを除く。）。
- (11) ポンプ場の新設、改良の計画及び工事に関すること（下水道施設課に属するものを除く。）。

まちづくり推進部

都市計画課

- (1) 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。

- (2) 都市計画マスタープランに関すること。
- (3) 都市計画の調査、計画、決定及び変更に関すること。
- (4) 都市計画図等の地図の作成及び頒布に関すること。
- (5) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出の受理及び勧告に関すること。
- (6) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく届出に関すること。
- (7) 特定路外駐車場に係る基準適合命令等に関すること。
- (8) 地区計画に基づく届出及び勧告に関すること。
- (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可等に関すること。
- (10) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出に関すること。
- (11) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (12) 違反開発の是正指導及び措置に関すること。
- (13) 遊休土地に係る諸措置に関すること。
- (14) 首都圏氾濫区域堤防強化対策の調整に関すること。

都市整備課

- (1) 駅前広場及び連絡通路等の整備及び管理に関すること。
- (2) 市街地再開発の計画、決定及び変更に関すること（駅周辺再開発推進室に属するものを除く。）。
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に規定する建築行為等の制限の許可に関すること。
- (4) 土地区画整理の計画、決定及び変更に関すること（産業拠点整備推進課に属するものを除く。）。

産業拠点整備推進課

- (1) 圏央道に関すること。

- (2) スマートインターチェンジの設置に関すること。
- (3) スマートインターチェンジ周辺等の土地利用整備及び推進に関すること。
- (4) 高柳地区産業団地整備に関すること。
- (5) 栗橋駅西土地区画整理事業の換地処分に伴う清算に関すること。

公園緑地課

- (1) 公園の計画及び整備に関すること（余熱利用推進室に属するものを除く。）。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 公園の維持管理に関すること。
- (4) 公園の使用許可に関すること。
- (5) 生産緑地に関すること。
- (6) 公園台帳の整備に関すること。
- (7) 公園の市民相談窓口に関すること。

建築審査課

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく申請書等の受付、審査及び検査並びに確認済証、許可書、通知書等の交付に関すること。
- (2) 建築基準法の道路に関すること。
- (3) 違反建築物の是正指導及び措置に関すること。
- (4) 建築審査会の運営等に関すること。
- (5) 建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関すること。
- (6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅の認定に関すること。
- (7) 埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）に基づく屋外広告物の許可及び違反是正指導に関すること。
- (8) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第1

- 04号)に基づく分別解体等の実施に係る事務に関すること。
- (9) 建築相談及び共同住宅の建築の指導に関すること。
- (10) 建築統計及び諸報告に関すること。
- (11) 建築基準法に基づく定期報告、防災査察に関すること。
- (12) 被災建築物応急危険度判定に関すること。
- (13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の施行に関すること。
- (14) 久喜市既存建築物耐震補強等助成金交付要綱(平成24年久喜市告示第163号)及び久喜市分譲マンション耐震診断助成金交付要綱(平成29年久喜市告示第177号)に関すること。
- (15) 埼玉県福祉のまちづくり条例(平成7年埼玉県条例第11号)に基づく届出書等の受付及び審査に関すること(建築物に限る。)
- (16) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく許可等に関すること。
- (17) 久喜市中高層建築物の建築に係る紛争の防止に関する要綱(平成26年久喜市告示第137号)に関すること。
- (18) 久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例(平成22年久喜市条例第200号)に基づく許可等に関すること。
- (19) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく認定等に関すること。
- (20) 建築後退用地取得促進事業に関すること。
- (21) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に関すること。
- (22) 住宅リフォーム相談に関すること。
- (23) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく認定等に関すること(建築物に限る。)

(24) マンション管理の適正化及び建替えの円滑化に関すること。

上下水道部

上下水道経営課

- (1) 下水道使用料に関すること。
- (2) 下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。
- (3) 農業集落排水処理施設使用料に関すること。
- (4) 農業集落排水処理事業受益者分担金の賦課及び徴収に関すること。
- (5) 下水道事業会計に関すること。
- (6) 下水道の事業計画及び認可申請に関すること。

下水道施設課

- (1) ポンプ場の建設に関すること。
- (2) 下水道に係る工事の施工及び監督に関すること。
- (3) 下水道台帳の作成及び保管に関すること。
- (4) 下水道の維持管理に関すること。
- (5) ポンプ場の維持管理に関すること。
- (6) 農業集落排水処理場の維持管理に関すること。
- (7) 排水設備工事の審査及び承認等に関すること。
- (8) 浄化槽の設置及び維持管理指導に関すること。
- (9) 水洗化の普及に関すること。
- (10) 水洗便所改造資金貸付に関すること。
- (11) 指定工事店に関すること。
- (12) 下水道の水質に関すること。

2 前項に規定する分掌事務のうち、次の表に掲げる事務については、同表の所管課欄に掲げる課の所管とする。

課名	事務	所管課
----	----	-----

社会福祉課	生活支援課の所管に属する同様の事務	生活支援課
	障がい者福祉課の所管に属する同様の事務	障がい者福祉課
	高齢者福祉課の所管に属する同様の事務	高齢者福祉課
	介護保険課の所管に属する同様の事務	介護保険課
	地域保健課の所管に属する同様の事務	地域保健課
子育て支援課	こども家庭保健課の所管に属する同様の事務	こども家庭保健課
	保育幼稚園課の所管に属する同様の事務	保育幼稚園課
	こども育成課の所管に属する同様の事務	こども育成課

(機関又は施設の分掌事務)

第7条 第3条第2項の表に掲げる機関又は施設の分掌事務は、次のとおりとする。

情報推進課

デジタル戦略室

- (1) 高度情報化、情報処理及び電気通信に係る総合的な政策に関すること。
- (2) デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。
- (3) 行政手続の電子化の推進に関すること。
- (4) 社会保障・税番号制度に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

庶務課

環境経済・教育分室

- (1) 畜犬登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (2) 環境経済部との連絡調整に関すること。
- (3) 教育委員会事務局との連絡調整に関すること。

公文書館

- (1) 歴史公文書の保存及び利用に関すること。

- (2) 公文書館活動としての調査及び研究に関すること。
- (3) 非現用公文書の管理に関すること。
- (4) ファイリング・システムに関すること。
- (5) 情報公開制度に関すること。
- (6) 個人情報保護制度に関すること。
- (7) 行政資料コーナーに関すること。
- (8) 審議会等の会議の公開に関すること。
- (9) 公文書館の維持管理に関すること。

人事課

職員健康支援室

- (1) 職員の健康管理に関すること。
- (2) 労働安全衛生に関すること。
- (3) 働き方改革の推進に関すること。

管財課

検査室

- (1) 工事の検査に関すること。
- (2) 物品購入の検査に関すること。
- (3) 業務委託の検査に関すること。

本庁舎整備推進室

本庁舎の整備（増築）に関すること。

市民生活課

久喜中央コミュニティセンター、清久コミュニティセンター及び久喜東コミュニティセンター

コミュニティセンターの管理運営に関すること。

消費生活センター

消費生活センターに関すること。

資源循環推進課

余熱利用推進室

- (1) 余熱利用施設の整備に関する事。
- (2) (仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に関する事。

社会福祉課

ふれあいセンター久喜

- (1) 施設の利用許可に関する事。
- (2) 施設及び設備の提供に関する事。
- (3) 事業関係各課との連絡調整に関する事。
- (4) ふれあいセンター久喜の管理運営に関する事。
- (5) 高齢者及び障がい者等に必要な便宜の供与に関する事。
- (6) 戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書及び諸証明書の交付に関する事。
- (7) 個人市県民税の直近の年度分の所得証明書、課税証明書、非課税証明書及び納税証明書の交付に関する事。

高齢者福祉課

菖蒲老人福祉センター

菖蒲老人福祉センターの管理運営に関する事。

彩嘉園

彩嘉園の管理運営に関する事。

鷺宮福祉センター

鷺宮福祉センターの管理運営に関する事。

地域保健課

予防接種室

- (1) 予防接種に関する事。
- (2) 感染症の予防に関する事 (危機管理課に属するものを除く。)

子育て支援課

久喜地域子育て支援センター、栗橋地域子育て支援センター及び鷺宮地域子育て支援センター

子育て支援センターの管理運営に関すること。

保育幼稚園課

保育園

- (1) 入所児童の保育に関すること。
- (2) 保護者との連絡に関すること。

こども育成課

児童センター及び鷺宮児童館

- (1) 集団及び個別の遊びの指導に関すること。
- (2) 遊びを通じた体力増進の指導に関すること。
- (3) 児童に係る地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成に関すること。
- (4) その他児童の健全育成に必要な活動に関すること。
- (5) 施設の管理運営に関すること。

都市整備課

駅周辺再開発推進室

駅周辺の市街地再開発に関すること。

2 前項に規定する環境経済・教育分室の分掌事務のうち、環境課の所管に属する同様の事務については、環境課の所管とする。

(行政センターの分掌事務)

第8条 第4条第1項に規定する各行政センターの分掌事務は、次のとおりとする。

菖蒲行政センター、栗橋行政センター及び鷺宮行政センター

- (1) 来庁者の受付及び案内に関すること。

- (2) 文書事務に関する事。
- (3) 公印の管理に関する事。
- (4) 寄附の受付に関する事。
- (5) 各種選挙の執行管理に関する事。
- (6) ふるさと納税の受付に関する事。
- (7) 人権啓発活動及び人権相談に関する事。
- (8) 女性の相談に関する事。
- (9) 情報公開請求の受付に関する事。
- (10) 個人情報開示請求等の受付に関する事。
- (11) 所管区域の市有財産の管理及び処分に関する事。
- (12) 行政センター庁舎の管理に関する事。
- (13) 所管区域の公用自動車の管理に関する事。
- (14) 市旗の貸出及び保管に関する事。
- (15) 電子計算システムの維持管理に関する事。
- (16) 行政センター内の総合調整に関する事。
- (17) 自治行政運営に係る事務に関する事。
- (18) 地縁団体の認可に係る事務に関する事。
- (19) 国際交流団体に係る事務に関する事。
- (20) 市民活動の推進に係る事務に関する事。
- (21) コミュニティ事業に係る事務に関する事。
- (22) コミュニティセンターの業務に関する事。
- (23) 消費生活相談の事務に関する事。
- (24) 法律相談及び行政相談の事務に関する事。
- (25) 防犯対策の事務に関する事。
- (26) 市内循環バス及びデマンド交通の事務に関する事。
- (27) 交通安全対策の事務に関する事。

- (28) 交通安全団体との連絡調整に関する事。
- (29) 交通指導員との連絡調整に関する事。
- (30) 市町村交通災害共済の受付に関する事。
- (31) 放置自転車対策の事務に関する事。
- (32) 防災及び災害対策の事務に関する事。
- (33) 消防団との連絡調整に関する事。
- (34) 所管区域における局所的災害への対応に関する事。
- (35) 畜犬登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付に関する事（菖蒲行政センターを除く。）。
- (36) 住民基本台帳に関する事。
- (37) 戸籍の謄抄本、住民票の写し及び諸証明書の交付に関する事。
- (38) 住居表示に関する事。
- (39) 印鑑登録及び証明に関する事。
- (40) 個人番号通知書及び個人番号カードに関する事。
- (41) 自動車臨時運行許可に関する事。
- (42) 公的個人認証サービスに関する事。
- (43) 戸籍届出の受理に関する事。
- (44) 戸籍の記載、編製及び保管に関する事。
- (45) 戸籍に係る通知及び報告に関する事。
- (46) 埋火葬許可に関する事。
- (47) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者資格取得、喪失及び被保険者証の交付又は回収に関する事。
- (48) 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の賦課の相談に関する事。
- (49) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の給付に係る申請の受付に関する事。

- (50) 国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度事業の相談・受付に関すること。
 - (51) 国民年金被保険者資格に関すること。
 - (52) 国民年金裁定請求に関すること。
 - (53) 市税に係る申請書、届出書、申告書等の受領及び連絡に関すること。
 - (54) 所得証明書、課税証明書、非課税証明書及び納税証明書の交付に関すること。
 - (55) 軽自動車の登録及び廃止に関すること。
 - (56) 固定資産課税台帳の写しの閲覧及び交付に関すること。
 - (57) 固定資産税に係る評価額証明書、評価額通知書、公租公課証明書及び所有証明書の交付に関すること。
 - (58) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
 - (59) 市税等に係る納付書の再発行に関すること。
 - (60) 現金の出納及び保管に関すること。
 - (61) 現金の記録管理に関すること。
 - (62) 郵便切手類の売りさばきに関すること。
 - (63) 転入学通知書の交付に関すること。
 - (64) 森下コミュニティセンターにおける住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書及び年金受給者の現況届に係る証明書の交付に関すること（菖蒲行政センターに限る。）。
 - (65) 久喜市部設置条例（平成22年久喜市条例第9号）第1条に定める組織が行う事務の補助に関すること。
 - (66) 久喜市部設置条例第1条に定める組織及び教育委員会事務局との連絡調整に関すること。
- 2 前項に規定する分掌事務のうち、次の表に掲げる事務については、同表の所管課欄に掲げる課の所管とする。

課名	事務	所管課
菖蒲行政センター、栗橋行政センター及び鷺宮行政センター	危機管理課の所管に属する同様の事務	危機管理課
	シティセールス課の所管に属する同様の事務	シティセールス課
	管財課の所管に属する同様の事務	管財課
	人権推進課の所管に属する同様の事務	人権推進課
	市民税課の所管に属する同様の事務	市民税課
	資産税課の所管に属する同様の事務	資産税課
	環境課の所管に属する同様の事務	環境課
	国民健康保険課の所管に属する同様の事務	国民健康保険課

(各行政センターの機関又は施設の分掌事務)

第9条 第4条第3項の表に掲げる機関又は施設の分掌事務は、次のとおりとする。

菖蒲行政センター

森下コミュニティセンター

コミュニティセンターの管理運営に関すること。

栗橋行政センター

栗橋中央コミュニティセンター

コミュニティセンターの管理運営に関すること。

鷺宮行政センター

鷺宮中央コミュニティセンター

コミュニティセンターの管理運営に関すること。

(職の設置)

第10条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、参事、室付、部付、主幹、課長補佐、副館長、副センター長及び課付の職は、必要に応じて

置くものとする。

組織	職	職務
室及び部	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	副室長	室長を補佐し、職員の担任する事務を監督し、室の事務を整理する。
	副部長	部長を補佐し、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。
	参事	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について室長又は部長を補佐し、職員の担任する事務を監督及び整理する。
	室付 部付	上司の命を受け、室の特定の業務に従事する。 上司の命を受け、部の特定の業務に従事する。
第3条第1項及び 第4条第1項に規定する課等	課長及び館長	上司の命を受け、所属の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	センター長	上司の命を受け、行政センターを統括するとともに、所属の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	主幹	上司の命を受け、特に指定された担当の事務を掌理し、その事務を処理し、又は事務に従事する職員があるときは、これを指揮監督する。
	課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。

	副館長	上司の命を受け、館長を補佐し、館の事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、行政センターの事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
	課付	上司の命を受け、特定の業務に従事する。
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。

- 2 前項に規定する職のほか、市長は、必要に応じて、第3条第2項及び第4条第3項に規定する機関又は施設に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
室長	上司の命を受け、前項に規定する課長及び館長（以下「課長等」という。）を補佐し、指定された課の事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
館長	上司の命を受け、課長等を補佐し、館の事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
副館長	上司の命を受け、館長を補佐し、館の事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
所長	上司の命を受け、課長等を補佐し、事務所又はセンターの事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
副所長	上司の命を受け、所長を補佐し、事務所又はセンターの事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
園長	上司の命を受け、園の事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。

副園長	上司の命を受け、園長を補佐し、園の事務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
-----	--

- 3 前2項に規定する職のほか、市長は、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
危機管理監	上司の命を受け、危機管理に関する事務を掌理し、その事務を処理し、又は事務に従事する職員があるときは、これを指揮監督する。
副主幹	上司の命を受け、課長等を補佐し、指定された課の事務を処理するとともに所属の職員を指揮監督する。
担当主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理し、その事務に従事する職員があるときは、これを指揮監督する。

第11条 前条に規定する職のほか、主査、主任、主事、技師及びその他必要な職を置く。

- 2 主査は、上司の命を受け、困難な事務又は技術に従事する。
- 3 主任は、上司の命を受け、高度の知識又は経験に基づく事務又は技術に従事する。
- 4 主事及び技師は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。

(組織の特例)

第12条 市長は、臨時又は特別の事務で、この規則に定める組織により処理することが適当でない事務については、別に定めるところにより、本部又はプロジェクト・チームを設けて処理させることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。